無償化にかかる新１号・新２号・新３号認定

を受けられた子どもの保護者の皆様へ

川西市教育委員会事務局

こども未来部こども支援課

無償化による利用料の支払い方法について

　幼児教育・保育の無償化の実施により、利用される施設等に応じて下記のとおり利用料をお支払いする予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

**１　新制度未移行の私立幼稚園を利用されているお子様**

　　新制度未移行の私立幼稚園の保育料（入園料も含む）は、月額上限２５，７００円まで市が直接、園に支払います。そのため、保育料が月額上限額以内の場合は、保護者から園への支払いは不要になります。

**２　幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用されているお子様**

　　幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用されているお子様で、新２号もしくは新３号の認定を受けられた方は、新２号は月額上限１１，３００円まで、新３号は月額上限１６，３００円まで（新２号・新３号ともに４５０円×利用日数で算出）の預かり保育事業の利用料が無償化の対象となります。

利用された場合は、一旦、利用料を園にお支払いください。後日、保護者からの請求に基づき、３か月ごとに無償化になる利用料を市から保護者の口座に振り込みます（償還払い）。

請求方法は、請求月に各園で「施設等利用費請求書（償還払い用）」をもらうか市ホームページからダウンロードしていただき（川西市の公立幼稚園・こども園を利用されている方は、請求月になりましたら市から請求書を送付します）、施設が発行する「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」、振込先のわかる「通帳やキャッシュカードのコピー」を添付し、請求月に各施設に提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求する利用分 | 請　求　月 |
| ４月～６月分 | 　　　　７月に請求（公立は８月） |
| ７月～９月分 | １０月に請求（公立は１１月） |
| １０月～１２月分 | 　　１月に請求（公立は２月） |
| １月～３月分 | 　　４月に請求（公立は５月） |

**３　認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を利用されているお子様**

　　認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を利用されているお子様で、新２号もしくは新３号の認定を受けられた方は、新２号は月額上限３７，０００円まで、新３号は月額上限４２，０００円までの利用料が無償化の対象となります。

利用された場合は、一旦、利用料を事業者にお支払いください。後日、保護者からの請求に基づき、３か月ごとに無償化になる利用料を市から保護者の口座に振り込みます（償還払い）。

請求方法は、請求月に各施設で「施設等利用費請求書（償還払い用）」をもらうか市ホームページからダウンロードしていただき、施設が発行する「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」、振込先のわかる「通帳やキャッシュカードのコピー」を添付し、請求月に各施設に提出してください。施設に在籍されていない方や施設に提出できない方は、直接、市こども支援課にご提出いただいても結構です。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求する利用分 | 請　求　月 |
| ４月～６月分 | 　　　　７月に請求 |
| ７月～９月分 | １０月に請求 |
| １０月～１２月分 | １月に請求 |
| １月～３月分 | ４月に請求 |

川西市教育委員会こども未来部

こども支援課

ＴＥＬ：０７２－７４０－１１７５